

I 全ての子ども・若者の健やかな育成

1 健やかな体と豊かな心の育成

(1) 基本的な生活習慣の形成

取組の方向性

子ども・若者が心身ともに健やかに成長するためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。子どもたちが、こうした基本的な生活習慣を身に付けるためには、社会全体で子どもたちの生活リズムの向上を図る取組が必要です。

また、子ども・若者が、望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健全な食生活を送ることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関と連携・協力し、食育の取組を推進します。

< 主な施策 >

■ 基本的な生活習慣の啓発

栄養バランスのとれた規則正しい食生活や、早寝・早起きなどの生活習慣の重要性について啓発します。

■ 食育の推進

学校における食育推進と食に関する指導の充実を図るため、その中核となる栄養教諭を配置するとともに、学校の管理職や食育推進者を対象に、実践的に活用できる専門研修を実施します。

また、食育を推進するため、シンポジウムの開催等を通じた啓発や食育推進ボランティアの活動支援を行います。

(2) 健やかな体と豊かな心の育成

取組の方向性

情報メディアの急速な普及や対人関係の希薄化等を背景に、近年、子ども・若者が運動・スポーツ等で身体を動かす機会や、自然や地域と深く関わる機会が少なくなってきました。また、社会全体のモラルの低下が指摘される中、子どもたちの規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てる必要性も高まっています。

子ども・若者の健全な発達・成長を支えるため、学校、家庭、地域が十分連携を図り、体力の向上を図るとともに、道徳教育や人権教育等を通じて、豊かな人間性や社会性を育む取組を推進します。

< 主な施策 >

■ 健やかな体の育成

子どもの頃から体を動かし、運動に親しみながら体力を向上できるよう、体力向上を目的としたウェブサイト「愛知体育のページ」を充実させ、情報を発信するとともに、「新子供の体力向上運動プログラム」の活用を促進します。

■ 豊かな心と規範意識の醸成

学校、家庭、地域などが連携し、世代を超えた交流、様々な体験活動を行い、子ども・若者の豊かな心と規範意識を醸成します。

また、人権啓発のイベントや研修の開催、人権啓発パンフレットの作成・配布、メディア等を活用した広報や、あいち人権センターを拠点とした様々な啓発活動を行い、人権教育・啓発を推進します。

■ 自然ふれあい体験を通じた思いやりの心の育成

日常生活の中で身近な自然にふれる体験等は、学ぶことの喜びや意欲を生み出すことにつながる貴重な機会です。特に幼少期においては、環境への関心や思いやりの心を育む基礎を築くことにつながります。そのため、子育てに自然体感プログラムを取り入れるとともに、幼児期の自然体験を通じた環境学習を県内に広げ定着させるため、幼児に対する自然体験の提供や、保育士等を対象とした研修を行います。

また、花や緑に親しみ育てる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」を推進します。

■ 読書活動の推進

毎年10月を強調月間と定め、優良図書の読書感想文・感想画を募集し、愛知県書店商業組合の協賛により図書を学校に寄贈するなど、よい本をすすめる県民運動を展開します。

また、子どもの読書活動を総合的に推進し、関係機関等の連携体制の整備について検討するための協議会を開催するほか、地域や学校で活動の核となる人材の育成等を行います。

(3) 自然体験活動、スポーツ・文化芸術活動の推進

取組の方向性

子ども・若者は、多くの人と関わりながら、体験を積み重ねることで、「生きる力」を育み、自立した大人へと成長していきます。社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、創造力等を育むためには、様々な体験活動が不可欠です。

そのため、子ども・若者に、自然体験活動、スポーツ・文化芸術活動等の様々な体験活動や交流の場の機会を提供し、社会全体で子ども・若者の成長を見守り支援していきます。

< 主な施策 >

■ 自然体験活動の推進

愛・地球博記念公園内のもりの学舎、茶臼山公園施設及び伊良湖休暇村公園施設、森林公園や県民の森、自然の家等において、自然体験や自然の中で様々な体験を仲間と共に積み重ねる機会を提供し、子ども・若者が自然や生物多様性への理解を深めながら豊かな人間性と主体性を育むことができるよう支援します。

■ スポーツ活動の推進

スポーツを通して、仲間や指導者との関わりからコミュニケーション能力が高まったり、練習を重ねる経験をしたり、フェアプレイ精神を養うことができるため、社会全体で誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができるよう、指導者の養成・資質向上等により、地域コミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブの育成・定着を図ります。

■ 文化芸術活動の推進

文化芸術を通して豊かな感性や創造力を育むため、優れた文化芸術に出会い、身近に親しむ機会を提供する子ども向けの普及・教育事業を実施します。また、市町村劇場等と連携し、子どもたちを劇場に招待し、質の高い舞台芸術の体験機会の拡大・充実を図ります。

高校生の文化活動の成果を発表する場を提供し、文化活動の活性化を図るとともに、文化部活動に参加している生徒相互の交流を進めます。

2 今を生き抜く力の養成

(1) 学力の向上

取組の方向性

近年、情報化やグローバル化が進展するとともに、人工知能等の技術革新が急速に進んでいます。子ども・若者が、こうした急激な社会の変化や困難な状況に遭遇したとしても、自らの力で未来を切りひらき、より豊かな人生を送ることができるよう、「生きる力」を育むことが重要です。

新学習指導要領が目指す、これからの時代に必要な資質・能力を育成するため、子どもたち一人一人の理解状況や適性に合わせた「個別最適な学び」と、仲間との学び合いを中心とする「協働的な学び」を実現し、学力の向上と生きる力の育成を図ります。

< 主な施策 >

■主体的・対話的で深い学びの推進

児童生徒が、習得・活用・探究の学びの過程の中で、自ら課題を見つけて粘り強く取り組み、仲間と考え合って自らの認識を新たに、知識を関連づけて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したりするなど、創造的な活動をする授業を推進します。

■個に応じた指導の充実等

小学校、中学校、高等学校の全ての学年において、少人数学級の早期実現を目指すとともに、ティーム・ティーチングなどによる少人数指導を推進します。

また、特別非常勤講師や社会人講師、退職教員や大学生など、多様な外部人材を活用した学習のサポートが行えるよう、市町村教育委員会と協力して環境を整備します。

■学校教育の情報化の推進

児童生徒が、ICT（情報通信技術）を活用し、情報の収集、整理、比較、発信、共有等を行うことができるよう、情報活用能力を育成します。

また、教員を対象としたICT活用研修（情報モラルを含む。）を実施し、教員の技量の向上と意識改革を図るとともに、教員のICT活用を支援します。

さらに、県立学校におけるICT環境の充実と円滑な運営に取り組むため、ICT環境の整備を推進します。

(2) 健康に関する教育と支援の推進

取組の方向性

子ども・若者が健やかに成長するためには、自らの心身の健康を維持することが大切です。しかしながら、肥満傾向児及び痩身傾向児の割合の増加や、20歳未満の者による飲酒、喫煙、また10代の性感染症、予期せぬ妊娠など、思春期特有の課題も見られます。

子ども・若者が自ら心身の健康に関心をもち、正しい知識を身に付け、健康の維持・増進に取り組めるよう支援することが必要です。

< 主な施策 >

■ 心身の健康に関する教育

心の健康問題、薬物乱用防止などの健康教育に関する教職員の指導力・対応力の向上を図るための研修を実施するとともに、健康に関する児童生徒の様々な悩みを受け止め、助言するため、学校における健康相談体制を充実します。

また、市町村、学校等関係機関と連携し、エイズ予防の普及啓発活動や性教育、がん教育、喫煙防止等の教育を推進します。

さらに、思春期から更年期に至る女性の身体的・精神的な悩みの相談に応じるなど、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、健康教室を開催するとともに、気軽に相談できるよう電話による「女性の健康なんでも相談」を実施します。

■ 妊娠・出産・育児に関する教育、性教育等の充実

安全・安心に妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産に関し気軽に相談できる体制の整備や、予期せぬ妊娠や思春期の性の悩みに応じる相談窓口の周知に努めるとともに、教育、保健、医療の関係者が連携し、妊娠・出産に関する正しい知識を身に付けるための意識啓発や健康教育を実施します。

(3) 被害防止のための教育・啓発

取組の方向性

急激に変化する社会の中で、子ども・若者の安全を確保するためには、子ども・若者自身が、犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や周囲の人の身を守る能力を身に付けていることが大切です。

起こりうる危険に対する理解を深めるとともに、犯罪の加害者にも被害者にもならないための正しい知識を身に付けられるよう、教育・啓発を推進します。

また、成年年齢の引下げや、若者の就業形態の多様化にともない、消費者トラブルや労働関係の紛争等に巻き込まれることを未然に防ぐための教育・啓発の充実を図ります。

< 主な施策 >

■安全教育

子ども・若者を犯罪等による被害、交通事故等の危険から守るため、学校、警察等が連携し、防犯教室や交通安全教室を開催するとともに、防犯少年団や交通少年団を育成し、子どもたちの安全に関する知識の習得と危険から身を守る能力の向上を図ります。

また、火災予防に関する知識を身に付け、学校や家庭における火災の防止を図るため、小学校第5学年から中学生を対象とした少年消防クラブの設置を促進するとともに、消防学校一日体験入校などの機会を通して、クラブ員の消防についての関心と知識を深めます。

さらに、学校や地域の防災力向上に貢献できる防災リーダーを育成するため、高校生防災セミナーを開催します。

■生命を大切にす教育

道徳科教育を中心に、全教科の指導や学校生活を通して、生命の尊さを学び生命を大切にす教育を推進し、幼児期から子どもの発達段階に配慮した教育の充実を図ります。

■ドメスティック・バイオレンス等の防止に向けた教育・啓発

将来におけるドメスティック・バイオレンス（DV）等の発生を未然に防止するため、学校等における人権教育を実施するとともに、出前講座の実施や啓発カードの作成・配布等を通じて、デートDVの問題も含めた啓発活動を行っていきます。

■情報モラル教育

小中学校における情報モラル教育の取組や役立つ情報などを道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」に掲載し、成果や課題等を共有します。

また、インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルールづくりを支援する講座を開催するなど、啓発活動を実施します。

■労働者の権利保護に関する啓発

労使間のトラブルを未然に防止し、若者が安心して働くことができるよう、労働に関する法令等をわかりやすく紹介したリーフレットを作成・配布するなど、啓発活動を実施します。

■消費者教育

成年年齢の引下げによる若年者の消費者トラブルの増加を防止するため、小中学生向けの消費者教育教材を作成・配布するほか、小中学校、高等学校、大学等に消費者教育の専門家を派遣するなど、ライフステージに応じた消費者教育を体系的に行います。

また、消費生活情報「あいち暮らしっく」、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」、SNS等を活用し、消費者教育の推進、情報発信の充実を図ります。

3 若者の職業的自立、就労等支援

(1) 働く意欲、職業能力の養成

取組の方向性

子ども・若者が、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するために、勤労観や職業観を養い、社会的・職業的自立に向けて必要な能力・態度を身に付けるとともに、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、地域、企業等と連携・協力しながら、キャリア教育の充実に取り組みます。

また、高等学校及び県立高等技術専門校等において、子ども・若者が、職業に就くために必要となる知識・技能を習得させるため、より実践的な職業教育を推進します。

< 主な施策 >

■キャリア教育の推進

小学校から、キャリア教育の年間指導計画の作成・充実に努め、キャリア教育ノート等の資料を活用して、キャリア教育活動の取組を高等学校まで引き継ぐとともに、小学校における体験活動、中学校における職場体験、高等学校におけるインターンシップ、特別支援学校における職場見学や職場体験など、子どもたちの発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進します。

また、「あいち夢はぐくみサポーター」の登録事業所数を拡大するなど企業のキャリア教育への参画を促進し、地域と連携して学校のキャリア教育を支援する体制を充実します。

さらに、就職前の早い段階から、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、様々な仕事への興味・関心をもち、理系分野を含めた幅広い進路・職業を選択することや、育児期にどのように仕事を両立するのか等について考える機会とするため、中学校、高等学校等において、出前講座を実施します。

■ 職業能力の習得

高等学校、特別支援学校において、各種職業資格の取得を奨励するため、技能検定及び顕彰を実施します。

また、県立高等技術専門校（普通課程）においては、新規学卒者及び若年未就職者等が職業に就くために必要となる知識と技能を身に付けるため、建築やモノづくりの他、デジタル分野の職業訓練を実施します。

(2) 就労等支援の充実

取組の方向性

若者が自立し社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが重要です。若者が安心して働き、人生を歩んでいくために、社会の入口となる新規学校卒業段階における就職支援の充実はもちろん、新規学卒時に非正規雇用の職に就いても、あるいは進学も就職もしなかった場合においても、その後、社会において不安定な状況が長引くことのないよう、切れ目のない就労支援を推進します。

< 主な施策 >

■ 若者に対する就職支援、非正規雇用対策の推進

愛知労働局などと連携して運営する「ヤング・ジョブ・あいち」において、職業適性診断から職業相談・紹介まで幅広い就職支援メニューをワンストップで提供するとともに、国の求職者支援制度やジョブ・カード制度の活用を促進します。

また、県内中小企業の魅力発信やインターネットも活用しながら企業とのマッチング機会の充実を図ります。

あいち労働総合支援フロアでは、キャリアコンサルティング等の総合的な支援を行います。

4 子ども・若者の社会形成への参画支援

取組の方向性

次代を担う子ども・若者が、自立した社会人として生きていくためには、世の中の仕組みや社会人としての権利・義務等に関する正しい知識をもち、社会の一員として、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けることが重要です。

そのため、主権者教育等の充実を図り、社会形成に参画する態度を育むとともに、子ども・若者が意見を表明したり、ボランティア活動や地域活動等を通じて、主体的に地域社会へ参加する活動を推進します。

< 主な施策 >

■主権者教育の推進

2015年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられたことから、高等学校第3学年など新たに有権者となる若者たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育むため、生徒が主体的に学ぶ授業を推進するとともに、高等学校及び特別支援学校高等部では、国が作成した副教材を活用しつつ、選挙制度の理解を深めます。

■地域活動への参加の促進

子ども・若者の、地域防犯活動や消防団活動についての理解を深め、若い世代の自主防犯団体や消防団への加入を促進し、より暮らしやすい地域づくりに主体的に関わることを推進します。

■社会貢献活動の推進

非営利の性格を持ちながら、社会的な課題を解決することを目的とした社会貢献活動に子ども・若者が参加することは、社会性や他人を思いやる気持ちなどを育むよい機会となることから、社会貢献活動に身近に取り組める場や機会を提供し、子ども・若者のボランティア活動への参加を促進していきます。

■子ども・若者の主体的な取組の応援

中学生が、日常生活や社会について、日ごろ感じていることや考えていることを作文に書き、発表する「少年の主張愛知県大会」を開催し、社会に対する問題意識を養うとともに、自らの言葉で表現し、伝える力を高めます。

また、子ども・若者に関する計画の策定や事業を立案するにあたり、子ども・若者が自らの考えを発言できる場を設けるなど、子ども・若者の社会形成への参画を促進します。

Ⅱ 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

1 困難を抱える子ども・若者の総合的な支援

(1) 子ども・若者支援地域協議会を通じた重層的な支援ネットワークの推進

取組の方向性

子ども・若者を取り巻く環境は様々で、いじめ、不登校、ニート、ひきこもり等、困難な状況は多岐にわたります。また、いくつかの困難が複合的にあらわれ、更に複雑なものとしていることもあります。

こうした困難な状況にある子ども・若者には、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携し、子ども・若者一人一人に寄り添い、年齢階層で途切れることなく継続した支援を行うことが重要です。

困難を抱える子ども・若者やその家族に、こうした重層的・継続的な支援を行う推進体制として、「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進するとともに、関係機関・団体との連携を促し、支援ネットワークの構築を推進します。

< 主な施策 >

■ 困難を抱える子ども・若者に対する総合的な支援

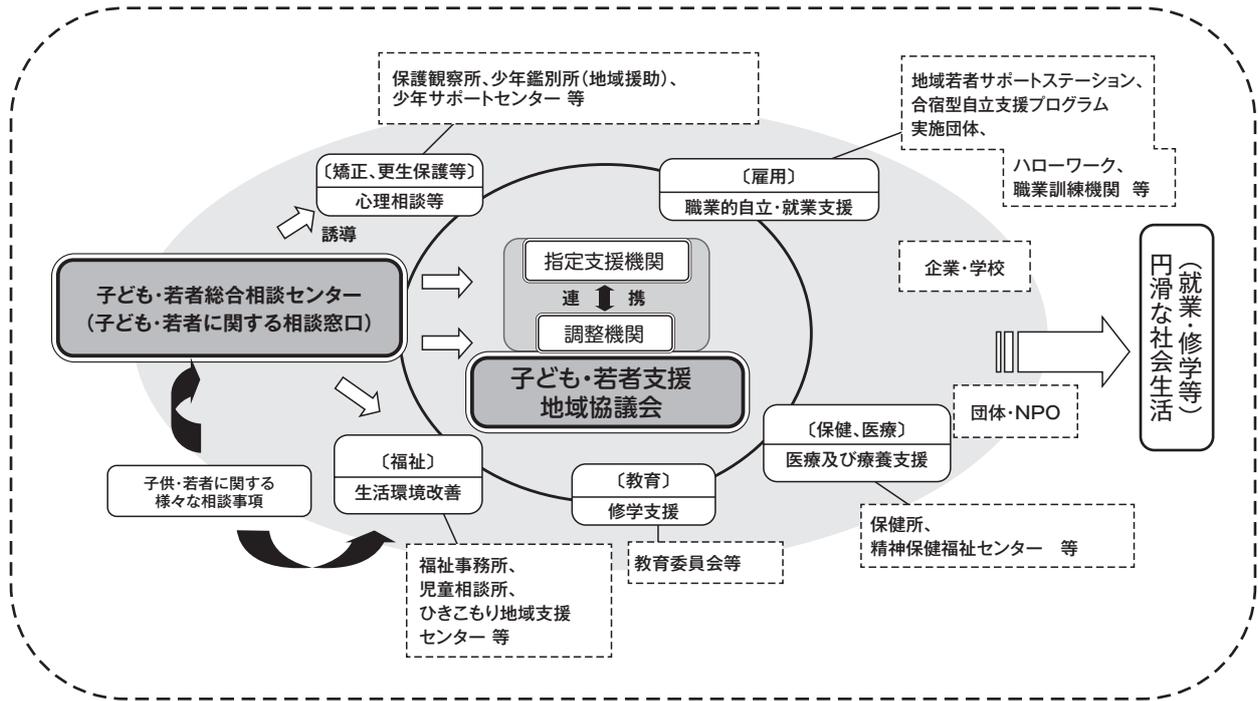
困難を抱える子ども・若者やその家族が、より身近な地域で必要な相談や支援が受けられるよう、市町村における「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進するため、市町村向けの研修会やアドバイザーの派遣等を行います。

また、子ども・若者支援に関係する県や国の機関、市町村、NPO等の情報共有や意見交換の場を設けるとともに、市町村、民間支援団体等の相談支援に携わる職員や担当者向けに研修会を開催し、関係機関・団体の連携促進と支援ネットワークの構築を推進します。

県内の子ども・若者支援地域協議会（2022年10月1日現在）

名古屋市子ども・若者支援地域協議会	安城市若者支援地域協議会
豊橋市子ども・若者支援地域協議会	西尾市子ども・若者支援地域協議会
岡崎市子ども・若者支援地域協議会	蒲郡市子ども・若者支援ネットワーク協議会
一宮市青少年支援地域協議会	大府市子ども・若者支援地域協議会
瀬戸市子ども・若者支援地域協議会	知多市若者支援地域協議会
春日井市子ども・若者総合支援地域協議会	田原市子ども・若者支援地域協議会
豊川市子ども・若者支援地域協議会	北名古屋市子ども・若者支援地域協議会
刈谷市子ども・若者支援地域協議会	あま市・大治町子ども・若者支援地域協議会
豊田市若者支援地域協議会	

《参考》 地域における子ども・若者育成支援ネットワーク（イメージ）



内閣府資料

(2) 子ども・若者に関する相談体制の充実

取組の方向性

困難を抱える子ども・若者が、速やかに困難な状態から脱し、あるいは困難な状況を軽減・コントロールしつつ成長・活躍していけるよう、子ども・若者やその家族にとって身近な学校・地域が、悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関等と連携して必要な支援をしていくことが大切です。

子ども・若者に関する様々な相談に対するワンストップ窓口として「子ども・若者総合相談センター」の設置を促進するとともに、学校、地域における相談体制の充実を図ります。

< 主な施策 >

■ 子ども・若者総合相談センターの充実

子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点となる「子ども・若者総合相談センター」の市町村における設置促進と機能の向上を図るため、アドバイザーの派遣、先進的な取組事例の紹介、関係者への研修等の支援を行います。

■ 学校における相談体制の充実

子どもが抱える問題の早期発見、早期対応のために、小中学校及び県立学校におけるスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めます。

■ 地域における相談体制の充実

児童相談センターにおける相談・判定指導、福祉事務所における家庭相談員の設置、教育事務所等への家庭教育コーディネーターの設置、総合教育センターにおける教育相談・研修、あいち多文化共生センターにおける多文化ソーシャルワーカーによる多言語での相談・情報提供など、地域においても専門職や相談窓口を設置し、相談体制の充実を図ります。

■ 相談窓口の周知

様々な困難を抱える子ども・若者が、不安や悩みごとを早期により適切な機関・窓口相談できるよう、ホームページなどを活用し、わかりやすく周知します。

県内の子ども・若者総合相談センター（2022年10月1日現在）
名古屋市子ども・若者総合相談センター（本部・金山ブランチ）
豊橋市こども若者総合相談支援センター「ココエール」
岡崎市子ども・若者総合相談センター「わかサポ」
一宮市青少年センター子ども・若者総合相談窓口
瀬戸市子ども・若者センター
春日井市子ども・若者総合相談窓口
豊川市少年愛護センター相談窓口
刈谷市子ども・若者総合相談窓口
豊田市若者サポートステーション
安城市若者総合相談窓口「あんさぼ」
西尾市子ども・若者総合相談センター「コンパス」
蒲郡市子ども・若者相談窓口
大府市ひきこもり専門相談（子ども・若者支援相談窓口）
知多市若者支援センター
田原市子ども・若者総合相談窓口
北名古屋市子ども・若者総合相談窓口
あま市子ども・若者相談窓口
大治町子ども・若者相談窓口

2 困難な状況に応じた取組

(1) 学校におけるいじめへの対応、不登校の子ども等の支援

取組の方向性

学校は、子ども・若者にとって学びの場であるだけでなく、安心・安全な居場所として重要な存在です。しかし、いじめ、人間関係、心身の不調など、様々な理由によって学校に通っていない児童生徒が増えています。児童生徒が学校で安心して過ごし、充実感が得られるよう「居場所づくり」や「絆（きずな）づくり」を通して魅力ある学校づくりを進めることが必要です。

いじめや不登校に対し、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を、関係機関等と連携しながら推進するとともに、個々の状況に応じた、学校内外における相談・支援体制の充実を図ります。

< 主な施策 >

■ 相談・指導体制の充実

公立小中学校及び県立学校にスクールカウンセラーを配置し、専門性を活かした相談活動を一層推進するとともに、スクールカウンセラーによる予防的な取組やいじめ不登校対策委員会での助言を活用するなど、校内の教育相談体制を充実します。

スクールソーシャルワーカーの県立学校への配置を進めるとともに、市町村教育委員会と連携し、公立小中学校におけるスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の整備を進めます。

いじめや不登校等に悩む児童生徒や保護者が、家庭教育コーディネーター等と面談や電話相談できる体制を充実します。また、不登校の児童生徒の家庭に、教育・福祉分野への就職を目指す大学生等を「ホームフレンド」として派遣し、話し相手や遊び相手となり、児童生徒の心の安定を図ります。

いじめなどの問題行動に対しては、関係機関で構成する愛知県いじめ問題対策連絡協議会等において、いじめ防止対策を一層充実させていきます。また、インターネット上のいじめの早期発見・早期対応のため、ネットパトロール事業を継続します。

さらに、各公立学校において、いじめや不登校等についての見方や考え方、対応方法やカウンセリングの方法等について教職員の研修を進めます。

■ 多様な学びの機会の確保

不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、本人の希望を尊重した上で、教育支援センター（適応指導教室）や不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、学び直しを希望した場合の中学夜間学級等の受け入れを活用した支援を行います。

中学時代に不登校であった生徒など、特別な事情をもつ生徒が自分のペースで学習できる高等学校づくりを進め、少人数教育の導入、全日制課程学年制から全日制単位制への改編、昼間定時制課程の新設及び募集定員の増員などを検討します。

■ 高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援

中学校卒業後の進路未決定卒業生、高校中途退学者、日本語支援が必要な外国人等を対象に「若者・外国人未来塾」を実施し、高等学校卒業程度認定試験の合格等に向けた学習支援、相談・助言等を行います。

また、子ども・若者支援地域協議会設置市町村においては、地域若者サポートステーション、学校を始めとする関係機関・団体によるネットワークを活用し、退学、卒業後の状況等に関する実態の把握に努め、途切れることなく継続した支援を行います。

(2) ニート等の若者の支援

取組の方向性

近年、若年層の非正規雇用者比率、フリーターの割合は減少傾向にありますが、コロナ禍前においても若年無業者（ニート等）の割合は減少していません。若年無業者（ニート等）の中には、働くことや社会参加に悩みを抱え、長期にわたり無業状態が続き、ひきこもる若者も少なくありません。

働く場は、生活の糧を得るだけでなく、若者の成長、自己実現の場としても重要な存在です。若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を発揮していけるよう、困難な状態にある若者の自立や社会参加に向けた支援を含め、他機関と連携しながら、幅広い就職支援を推進します。

< 主な施策 >

■ 再チャレンジへの支援

愛知労働局が県内に設置している地域若者サポートステーションにおいては、働くことに悩みを抱えている若者に対し、職業的自立に向けた専門的な相談、コミュニケーション講座や就業体験等の各種支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施しています。

地域若者サポートステーションなどの支援機関と連携したきめ細かな支援などを通じ、再チャレンジを支援し、マッチング機会を拡充します。

(3) ひきこもりの若者の支援

取組の方向性

ひきこもりが生じる原因はひとつではなく、様々な要因が絡み合っていると考えられます。また、家族の問題として家庭内に抱え込んでしまうケースも多く、その期間も長期化するなど、本人も家族も社会から孤立し、孤独を深めており、個々の状況に応じた支援の推進が求められています。

ひきこもり状態にある子ども・若者やその家族に対し、長期にわたり困難な状況が継続することがないように、本人や家族の状況に応じた相談・支援を推進します。

< 主な施策 >

■ 相談支援体制の充実

精神保健福祉センターをひきこもり地域支援センターとして位置づけ、専用電話相談や面接相談、家族教室を実施するとともに、保健所においても、ひきこもり相談や家庭訪問を行います。また、相談・支援に携わる人材育成を行うとともに、地域で寄り添えるひきこもり支援サポーター「ハートフレンド」によるアウトリーチや、ピアサポーターによる相談支援を行います。

また、より身近な市町村において、ひきこもりに関する相談が受けられるよう、県精神保健福祉センター（あいちひきこもり地域支援センター）に配置した市町村支援員等が、精神保健の視点を踏まえた技術的支援を行い、各市町村におけるひきこもり相談窓口を明確化するとともに、支援体制の充実に努めます。

■ 関係機関・支援団体との連携

ひきこもり支援を行っている関係団体と連絡会議を開催し、連携を深めます。

■ 広報・啓発

県内のひきこもり支援団体を紹介するガイドマップや、ひきこもりに関するパンフレットを作成・配布し、ひきこもり相談窓口等の周知を図ります。

(4) 障害等のある子ども・若者の支援

取組の方向性

障害の有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現に向けて、すべての子ども・若者が共に成長し、地域の一員として、安心して、自分らしく暮らし続けられる社会づくりが重要です。

子どもたち一人一人の教育的ニーズを正しく理解し、適切な支援・指導を行うことができるよう、特別支援教育の充実に取り組むとともに、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が連携を図り、卒業後の自立と社会参加に向けて、大学等高等教育機関における支援の促進、就労支援の充実、生涯学習活動等の推進に取り組みます。

< 主な施策 >

■ 自立と共生の地域社会づくり

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念を普及するとともに、障害及び障害のある人に関する県民の理解の促進を図っていきます。

■ 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒に対し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいたきめ細かな指導を行うとともに、校種間での支援情報の引継ぎが円滑に行われるよう連携を強化し、児童生徒のニーズに合わせて通級指導教室や特別支援学級などの多様な学びの場の整備を進めます。

また、障害のある児童生徒が通う小中学校及び高等学校、並びに特別支援学校においては、障害の状態に応じた支援や指導を受けることができるよう人員の配置を行うとともに、県立学校においては、障害に配慮した施設・設備の充実を図ります。

これらに加え、特別支援学校においては、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応として看護師を配置するとともに、就学にあたっては体験入学の実施や、早期教育支援等を充実し、子どもの発達に不安のある保護者が安心して子育てできるよう支援します。

■ 医療的ケアを必要とする子ども・若者の支援

恒常的に医療的ケアを必要とする児童が地域で必要な支援を受け、安心して暮らしていけるよう、支援を担う人材の養成などにより地域の支援体制の整備を図ります。また、医療的ケア児支援センターでは、高度で専門性の必要な相談への対応、支援者に対する研修の実施、関係機関との連携を行い、地域の支援体制を専門的・広域的に支える体制を構築します。

■ 発達障害のある子ども・若者の支援

これまで養成してきた、市町村における発達障害の相談支援体制づくりの中核となる発達障害支援指導者と連携しながら、市町村や圏域における支援体制の強化を図っていきます。また、あいち発達障害者支援センターでは、発達障害に関する当事者や家族等への相談支援や、地域への支援機能の強化として研修の実施、関係機関との連絡調整等を行います。

■大学等高等教育機関との連携

障害のある生徒や保護者に向けて、障害のある生徒への入試における特別な配慮を行っている大学、バリアフリー対応している大学等の情報を発信するなど、大学等高等教育機関への進学を支援します。

■障害者に対する就労支援等

障害のある子どもの自立と社会参加をめざし、特別支援学校の小学部、中学部、高等部の発達段階や障害特性に応じた一貫したキャリア教育を推進します。

また、愛知障害者職業能力開発校における職業訓練や特別支援学校における職業教育の充実を図るとともに、特別支援学校に就労アドバイザーを配置し、就労先の拡大や職場定着支援に取り組みます。

さらに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部と共催で愛知県障害者技能競技大会（愛知県アビリンピック）を開催することにより、職業能力の向上や雇用の促進を図るとともに、愛知労働局との共催による障害者就職面接会の開催や、障害者就業・生活支援センターとの連携等、障害のある人に対する就労支援を推進します。

このほか、国と一体となって運営する企業相談窓口「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を拠点として、障害のある人の受入れから職場定着まで、一連の企業向け支援を実施し、障害者雇用の促進を図ります。

■障害者に対する文化芸術活動の推進

「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」の開催や出前講座の実施を通じて、障害のある人の文化芸術活動を推進することで、社会参加と自立の促進を図るとともに、作品の創作や鑑賞など、障害の有無を越えた交流の機会を通じて、県民の理解促進を図ります。さらに、障害のある人の芸術活動を支援する人材の育成、相談支援等を行い、障害のある人の芸術文化活動の普及を図ります。

また、愛知芸術文化センターを始めとする県文化施設において、身体障害者用駐車スペースの設置や、車椅子等の貸与を行うほか、公演、展示等における配慮を推進すると同時に、バリアフリーの情報保障に努めます。

■障害者に対するスポーツ活動の推進

障害の特性に応じて適切な指導ができる障害者スポーツ指導員の養成・拡充に努めるとともに、地域のスポーツ推進委員や、総合型地域スポーツクラブのスタッフ等に対して、障害者スポーツに関する勉強会や体験会を実施し、障害のある人が日頃からスポーツに取り組む体制の整備を図ります。

また、障害のある人のスポーツへの参加促進と県民の障害への理解促進を図るため、障害の有無にかかわらず、共にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の充実に取り組みます。

さらに、県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣など、障害者スポーツ振興への取組について、市町村、（社福）愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センターを始めとする各種関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、大会等の周知を含めて開催支援を行います。

■慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援

小児がんなどの特定の疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成します。

また、原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の療養を必要とするいわゆる難病のうち、国内の患者数が一定以下であり、客観的な診断基準が確立している疾病（指定難病）の治療に係る医療費について助成します。

■AYA 世代のがん患者の支援、アピアランスケア支援の推進

将来自分の子どもを産み育てることを望む小児・AYA（思春期・若年成人）世代のがん患者等に、精子や卵子等の採取・凍結保存を行う「妊よう性温存治療」及び凍結した検体を用いた「温存後生殖補助医療」にかかる費用を助成します。また、がん患者の心理的・経済的負担の軽減を図り、社会参加を促進するためアピアランスケア支援を推進します。

(5) 非行防止、非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援

取組の方向性

青少年の問題行動を早期に発見して、適切な支援をしていくことが、非行防止に重要です。家庭、学校、地域、警察等関係機関が一層連携し、一体となって街頭補導や相談を実施するとともに、社会全体の非行防止活動や有害環境の浄化活動を推進するため、啓発活動を実施します。

また、非行を犯してしまった子ども・若者が立ち直り、再び非行を犯さないよう、それぞれの状況や取り巻く環境に応じた立ち直り支援活動の充実を図ります。

< 主な施策 >

■ 非行防止活動等の充実

少年サポートセンターに少年補導職員を配置し、少年への非行防止のための啓発活動を実施します。また、警察署に元警察官の嘱託員であるスクールサポーターを配置し、学校と連携して、少年の非行防止対策、学校における安全確保対策などを実施します。

不良行為をなした児童、なすおそれのある児童、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童について、児童自立支援施設愛知学園への入所により、学校教育を受けさせ、生活指導を行い、将来、自立した社会人として生活できるよう支援します。

■ 非行防止のための啓発活動の推進

青少年の非行防止、保護及び健全育成を推進するため、愛知県青少年育成県民会議や関係機関と連携した非行防止活動に取り組むとともに、愛知県青少年保護育成条例を適切かつ効果的に運用し、非行防止のための啓発活動を積極的に展開していきます。

■ 立ち直り支援活動の充実

少年が再び非行を繰り返さないために、少年サポートセンターが中心となり、本人に対する助言、指導等を継続的に実施するほか、地域の関係機関、団体等と連携し、スポーツ活動、農作業体験、ボランティア活動等の各種体験活動を通じた居場所づくりを推進します。また、各種広報啓発活動を行い、広く一般に対し、少年非行の現状や立ち直り支援の必要性等についての理解を広げます。

(6) 子どもの貧困問題への対応

取組の方向性

全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって未来にチャレンジできる社会を実現するため、子どもの貧困対策やひとり親家庭への支援を推進することが必要です。

貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、子どもの現在及び将来を見据え、教育の支援、生活の支援、相談体制の充実、保護者に対する就労の支援等に取り組みます。

< 主な施策 >

■ 教育の支援

家庭の経済事情に左右されることなく学ぶことができるようにするため、また貧困の連鎖を防ぐため、県内町村において生活困窮世帯等を対象とした学習支援、居場所の提供を行うとともに、市に対して実施を働きかけます。

また、中学校卒業後の進路未決定卒業生、高校中途退学者、日本語支援が必要な外国人等を対象に「若者・外国人未来塾」を実施し、高等学校卒業程度認定試験の合格等に向けた学習支援、相談・助言等を行います。

さらに、県内で子どもの学習支援ボランティアが地域差なく活動できるよう、ボランティアの養成、登録、学習支援団体等への斡旋を行います。

就学・修学における負担を軽減するため、高等学校等奨学金の無利子貸与、高等学校等奨学給付金や高等学校等就学支援金の支給、私立高等学校等の入学納付金及び授業料軽減事業に対し設置者に補助金を交付します。

■ 保護者に対する生活支援・就労支援

県福祉相談センターにおいて、複合的な課題により、直ちに就労に結びつかない生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図るための支援を実施します。

ひとり親家庭に対しては、保育所の入所選考や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業を行う場合に、優先的に取り扱うなどの特別な配慮について、市町村に働きかけます。また、県営住宅への優先入居制度を実施します。さらに、ひとり親の就業を支援し、経済的自立を促進するため、母子家庭等就業支援センターにおいて、雇用企業の開拓、就業支援講習会の実施、情報提供等一貫した就業支援サービスを実施するとともに、就職に有利な資格を取得できるよう自立支援給付金を支給します。

■ 子どもに対する生活支援

子どもの居場所となる子ども食堂を安心して利用できるよう、運営ボランティアの資質向上を図るための講座を開催するとともに、身近な地域での子ども食堂の設置拡大を図るため、「子どもが輝く未来基金」を活用した開設経費の助成等を実施します。

また、全ての子どもにとって、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学習機会の提供、スポーツや文化芸術活動、地域住民との交流等を行う市町村の「放課後子ども教室事業」に対して補助し、活動を促進します。

■理解促進、情報提供

大学生等への学習支援ボランティアの募集、児童生徒への教育相談等について、啓発、周知を行い、適切な利用、理解を促進するとともに、市町村の行う就学援助について、援助を必要とする世帯に必要な情報が届くよう働きかけを行います。

(7) 自殺対策

取組の方向性

誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開することが必要です。

子ども・若者の自殺に対し、学校における様々なストレス、就職に関する悩みや失業等、ライフステージに応じて自殺の原因となり得る課題に対する取組を推進するとともに、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法など、自殺予防に向けた教育・普及啓発や相談支援体制の整備等に取り組みます。

< 主な施策 >

■学校等における自殺予防

学校における相談活動を一層充実するため、スクールカウンセラーを配置するとともに、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めます。また、スクールカウンセラーを配置する私立高等学校に対しては、助成を行います。

さらに、「子どもSOSほっとライン24」、「被害者少年相談電話」や「ヤングテレホン」等による電話相談を実施し、相談体制の充実を図ります。

自殺予防啓発リーフレットなどを活用し、自殺を防ぐための知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、SOSの出し方に関する教育を推進します。

■総合的な自殺対策の推進

自らの心の不調に気づくことができるよう、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとるゲートキーパーの役割について、広く県民に啓発します。

行政では取組が難しい場合や、よりきめ細かな対応が求められる場合などには、各種職能団体やNPOなどの民間団体と連携して自殺対策に取り組みます。また、行政として、こうした民間活動を支援します。

(8) ヤングケアラーの支援

取組の方向性

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちがいます。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、子どもの将来に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

ヤングケアラーが子どもらしい生活を送り、夢と希望をもって将来に向かっていけるよう、関係機関と地域がしっかりと連携し、社会全体でヤングケアラーを支えていくことが必要です。

このため、市町村と協働して、ヤングケアラーに係る理解の促進や、ヤングケアラーの支援体制の整備に取り組みます。

< 主な施策 >

■ 理解の促進、支援体制の整備

ヤングケアラーの社会的な関心を高めるため、一般県民及び関係機関向けの研修や子ども向けパンフレットの活用といった普及啓発に取り組みます。さらに、ヤングケアラー及びその家族に対し、身近な地域で効果的な支援が行われるよう、市町村モデル事業として、子どもが相談しやすい環境づくりや当事者同士の交流といった支援策に取り組みます。また、その後は、モデル事業の成果を県内に普及できるよう、市町村と協働して、ヤングケアラーの理解促進や、発見・把握から支援までの一貫した支援体制の整備に取り組みます。

(9) 外国人の子ども・若者の支援

取組の方向性

国籍や民族などの違いにかかわらず、全ての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる多文化共生社会の実現に向けて、外国人に対する、ライフサイクルに応じた継続的な支援が必要です。

外国人の子ども・若者の健やかな成長と自立を支援するうえで、「子育て」「教育」「就労」は重要な課題です。外国人の子ども・若者が、進学・就職し、地域社会の一員として活躍するため、学校、家庭、地域、関係機関等と連携・協働しながら、個々の状況に応じた、教育、就労支援、相談支援の充実に向けた取組を推進します。

< 主な施策 >

■ 未就学児及び保護者への支援

日本人親子も交えて子育てなどの情報交換や親子遊び、交流を行う「多文化子育てサロン」の設置を市町村と連携して進め、日本で子育てをする上で大切な情報を多言語で伝えながら、保護者の日本語能力の育成も図ります。

また、外国人児童等の小学校への円滑な入学を図るため、市町村における、初期の日本語指導や学校生活への適応指導を行うプレスクールの設置を促進します。

■教育の充実

不就学や学齢を超過した外国人の子ども等の就学支援の充実を図るとともに、「日本語学習支援基金」を活用して、地域の日本語教室等への支援を行います。

また、中学卒業後の進路未決定卒業生、高校中途退学者、日本語支援が必要な外国人等を対象に「若者・外国人未来塾」を実施し、高等学校卒業程度認定試験の合格等に向けた学習支援、相談・助言等を行います。

公立小中学校への日本語教育適応学級担当教員の配置や語学相談員の派遣、県立高等学校・特別支援学校への外国人幼児児童生徒教育支援員の配置を拡充するなど、就学支援体制の充実を図ります。また、外国人学校のうち各種学校認可校には私学助成金を交付します。

さらに、中学夜間学級への支援や公立夜間中学の設置に向けた取組を進めるとともに、県立高等学校における外国人生徒等を対象とした特別な入学者選抜を実施します。

■若者を始めとした定住外国人の就職の支援

定住外国人向けの相談窓口の設置や就職から定着までフォローする伴走型支援等のきめ細かな就労支援の実施とともに、国の公共職業安定所や、外国人・留学生の就職を支援する「外国人雇用サービスセンター」を始めとする施設や相談窓口の紹介により、定住外国人の就労を支援します。

また、介護職への就職を希望する離職中の就労制限のない外国人（定住外国人）を対象に職業訓練を実施し、安定した雇用に繋げていきます。

■相談・支援体制の充実

外国人の子ども・若者や保護者に対し、多文化ソーシャルワーカーが多言語で相談・情報提供を行うほか、複雑な問題については専門機関と連携しながら継続的に支援を行います。

(10) 不当な偏見・差別の防止・解消

取組の方向性

私たちの社会には、今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しています。こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことが重要です。

子ども・若者及びその家族に対する不当な偏見・差別をなくすため、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において人権教育・啓発を推進するとともに、相談体制の整備に取り組みます。

< 主な施策 >

■ 人権教育・啓発

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」及び「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権啓発のイベントや研修の開催、人権啓発パンフレットの作成・配布、メディア等を活用した広報や、あいち人権センターを拠点とした様々な啓発活動を行い、人権教育・啓発を推進します。

学校においては、「子どもの権利条約」の趣旨を認識し、児童生徒一人一人を大切にされた教育を進めるとともに、発達段階に応じた指導により、教育活動全体を通して、基本的な人権尊重の精神を育みます。

また、人権に関する学習活動を推進する指導者の資質向上と指導力の強化を図るための研修会を開催するほか、学校における人権教育の推進体制の促進と指導の充実を図るため、小中学校、高等学校の教員に研修などの機会を通じて理解と認識を深めます。

■ 相談体制の整備

あいち人権センターにおいて、人権に関する相談窓口を設置し、人権に関する一般的な情報の提供や助言を行うとともに、専門相談機関等の案内を行うなど支援します。

(11) 児童虐待防止対策

取組の方向性

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼす深刻な問題です。

児童虐待相談に確実かつ迅速に対応していくため、児童相談センター及び市町村の相談体制や機能を強化し、関係機関等との連携を推進するとともに、妊娠期からの児童虐待予防を進めます。

また、虐待を受けるなどして家庭で適切な養育が受けられない子どもに対し、里親等への委託の推進や施設等入所児童の自立支援など、社会的養育体制の充実を図ります。

< 主な施策 >

■ 児童相談センターの体制の強化、関係機関等との連携の推進

児童相談センターに、児童虐待に対応する弁護士、法医学専門医師、精神科医師を配置し、それぞれの立場を生かしたバックアップ、支援等を行います。また、関係機関のネットワークを強化するため、愛知県要保護児童対策協議会を開催し、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護などの関係機関との連携や情報の共有に努めるとともに、児童虐待通告に際し、学校、保育園・幼稚園、病院、警察などとの連携を強化するため、関係機関連絡調整会議を開催します。

医療機関においては、児童虐待対応の拠点病院を中心に、対応体制、医療機関間のネットワークを整え、地域医療全体で虐待対応体制を充実、強化します。

■ 相談体制の整備・予防教育の実施

子育てに不安を感じている保護者に対して相談窓口を周知し、早めの相談を呼びかけるため、オレンジリボン・キャンペーンを実施するとともに、子どもと子育てに関する悩みについての気軽な相談窓口として、匿名での相談にも対応する電話相談(子ども・家庭110番)を実施します。

さらに、専門的知識を持った相談員が、休日・夜間における児童相談所全国共通ダイヤル(189 いちはやく)による相談に対応するとともに、SNSを活用し、子育てに関する相談に対応する体制を整備することにより、子どもの悩みやしつけなど子育ての困り事などを気軽に相談できる体制を強化します。

■ 妊娠期からの虐待予防

予期せぬ妊娠の相談窓口を周知し、学校等の関係機関と連携し、妊娠・出産等についての知識の普及、支援を行うとともに、市町村における乳幼児健康診査の未受診者への対応が充実されるよう支援を行います。

また、児童相談センターでは、市町村や医療機関、助産師会等と協力して、出産後に子どもの養育ができない方に特別養子縁組を前提とした新生児里親委託制度を周知します。

■ 社会的養育体制の充実

家庭での養育が困難な子どもが、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で生活できるよう、里親制度の普及・啓発や、里親委託及び里親家庭への支援を推進するとともに、施設養育(児童養護施設・乳児院)についても、施設の小規模化・地域分散化を推進します。

また、里親同士の情報交換や悩みごとを気軽に相談できる場として里親サロンを開催するほか、育児支援や家事援助等を行う里親ヘルパーの派遣、里親の一時的な休息のための委託児童の一時預かりを実施し、受託中の里親に対する支援を充実します。

さらに、施設養護については、心理療法担当職員の配置や専門職員の研修を実施し、支援技術の向上に努めます。

施設入所児童など社会的養育体制の下にある子どもの権利を守るため、子どもの意見や意向を尊重できる環境の整備に取り組みます。

Ⅲ 未来をつくる子ども・若者の活躍促進

1 愛知の産業の担い手となる人材の育成

(1) イノベーション人材・モノづくり人材の育成

取組の方向性

近年、高齢化や人口減少を背景とした労働力不足が懸念されるなか、本県のモノづくりを支える人材の育成・確保と、技術・技能の継承が重要な課題となっています。さらに、第4次産業革命の進展に伴って、産業構造の大きな変化が見込まれるなか、デジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルや革新的な製品・技術を生み出すなど、イノベーションを創出する人材を育成していくことも重要です。

次代を担う子ども・若者の、モノづくりや科学技術への興味・関心を高め、その個性や能力を一層伸ばしていくことを目指し、理数教育等の充実を図るとともに、若手研究者の支援や起業家精神の育成を図り、産業首都あいちの担い手となる人材を育成します。

< 主な施策 >

■ イノベーションを生み出す人材の育成

デジタル人材を始めイノベーションを生み出す人材の育成に向けて、「大学生×企業連携」をテーマとしたハッカソンの開催、企業と連携した課題解決型学習（PBL）の実施促進、小中学生を対象としたロボット製作とプログラミングによる制御を競い合う競技大会の開催などに取り組みます。

また、あいちスーパーサイエンスハイスクール研究指定校により、科学技術分野における体験研修等を実施するとともに、大学・研究機関・企業等と連携し、理数教育や工業教育に関する講座等を実施するなど、理数教育を推進します。

さらに、理科離れを防ぎ、科学技術への意識付けを図るため、科学技術教室を開催するとともに、サイエンスに関連した出前授業の実施、若手研究者の顕彰、愛知・名古屋ゆかりのノーベル賞受賞者の業績を紹介する記念室の運営など、科学技術と子ども・若者を結ぶ取組を推進します。

■ モノづくりを支える人材の育成

児童生徒の技能者への憧れやモノづくりへの関心を高めるため、熟練技能者や技能五輪メダリスト等による派遣講座や大会出場を目指す選手が行う練習の見学会を開催します。

また、中小企業の若手社員や工科高校生などにモノづくりの技能を伝えるため、「あいち技能伝承バンク」に登録されているあいち技の伝承士の派遣を行います。

さらに、高等学校、特別支援学校において、各種職業資格の取得を奨励するため、技能検定及び顕彰を実施します。

■ 起業家精神の育成

小中高生が早期に起業について知り、将来の職業選択の幅を広げ、起業を志す人材の裾野を広げるプログラムを実施します。

■ 多様な人材の育成・活用

本県の産業グローバル化を支える人材として、海外から留学生を受け入れるとともに、県内企業の国際競争力を強化するため、企業と留学生の交流・相互理解の促進、留学生の就職支援、受け入れ企業の拡大等により、外国人留学生の県内企業への就職を促進します。

(2) 農林水産業の担い手となる人材の育成

取組の方向性

本県は、全国有数の農業県であり、充実した森林資源と豊かな水産資源に支えられ、林業、水産業も盛んな地域です。

担い手の減少や高齢化が進み、また、安価な輸入品が浸透する中、6次産業化等による付加価値の創出や、国内外での販売促進により、さらに競争力を高めていく必要があります。

本県の農林水産業が持続的に発展し、農林水産物の安定供給を維持していくためには、新規就業者の確保や担い手の育成が必要です。そのため、次世代の農林水産業を担う人材の育成に向けた教育の充実を図るとともに、新規就業希望者に対する相談支援に取り組めます。

< 主な施策 >

■ 次世代を担う人材の確保・育成

農業科・農業系列の県立高等学校におけるGAP(農業生産工程管理)教育を推進するため、生徒を対象とした専門講座を開設するとともに、指導者を育成するため、教員を対象とした研修会を実施します。

また、農業大学校においては、一般教養や農業の基礎的・専門的教育また先進農家への派遣実習等を通して、農業の担い手を養成します。

加えて、中学生を対象とした、漁業の知識や技術に関する学習会の開催、林業従事者等を対象とした、林業技術及び生産性の向上を図るための研修を実施します。

2 グローバル社会で活躍する人材の育成

(1) 国際交流と外国語教育の推進

取組の方向性

グローバル化が急速に進展する中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国や他国の伝統・文化に対する理解を深め、尊重する態度を育むことが重要です。また、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要になると想定されます。

そのため、外国語教育の一層の充実を図るとともに、各種国際交流事業や、2026年に本県で開催する「第20回アジア競技大会」・「第5回アジアパラ競技大会」などのスポーツの祭典等を通じて、国際的な視野を持って活躍できる人材を育成します。

< 主な施策 >

■ 国際交流の推進

バンコク都、広東省、京畿道等への本県の高校生派遣及び同地域からの高校生訪問団の受入、学校訪問やホームステイを通じ、県内高校生と世界各地の同年代の若者との交流を深めます。

また、テキサス州で開催される複合イベント「SXSW（サウス・バイ・サウスウエスト）」の見本市へ、県内大学の研究グループ等を出展させるため派遣し、ビジネスチャンスをつかむ機会を提供するとともに、州内の大学との共同研究や学術交流につながるよう、交流を深めます。

さらに、国が主催する青年国際交流事業について広く周知し、当地域の参加青年が国際的な視野や課題対応力を高めることで、次世代のグローバル・リーダーの育成を図ります。

愛知万博において実施した「一市町村一国フレンドシップ事業」や過去のオリンピック開催地で行われていた「一校一国運動」等を参考にしながら、「第20回アジア競技大会」・「第5回アジアパラ競技大会」に参加するアジア各国との交流を通じて、次世代を担う人材を育成します。

■ 外国語教育の推進

高等学校での外国語教育については、指定校において英語を高いレベルで使いこなせる人材を育成する「あいちリーディングスクール事業」、様々な国の人たちと共同生活を送ることで、英語への自信と関心を高め、相互理解の大切さを学ぶ「イングリッシュキャンプ in あいち」等により、グローバルな社会で活躍する人材の育成を推進します。

また、ネイティブスピーカーから生きた外国語を学び、語学教育、国際理解教育を充実するため、高等学校におけるALT（外国語指導助手）の配置を促進します。

(2) SDGsの理念を踏まえた教育の推進

取組の方向性

未来を担う子ども・若者が、グローバルな課題の解決に貢献する人材として成長・活躍できるよう、現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けることが重要です。

E S Dを始めとした教育活動の充実を図り、持続可能な社会の創り手を育成するための取組を推進します。

< 主な施策 >

■SDGsの理念を踏まえた教育の推進

SDGsに対する理解を深めるため、身近にできるSDGsの取組を掲載したパンフレットを作成・配布します。

小学校における環境教育・学習を支援するため、高学年を対象とした環境学習副読本を作成、配布します。また、市町村、地球温暖化防止活動推進員と連携し、小学生を対象とした地球温暖化防止、エコライフの実践・普及に向けた教室を開催します。さらに、あいち環境学習プラザにおいて、小中学生を対象とした環境学習講座を実施します。

高校生が大学やNPO等の継続的な支援を受け、環境問題について調査・研究を行い、地域に向けた環境学習教材を作成する「あいちの未来クリエイティブ部」、大学生が企業・団体と連携し課題解決を図る「かがやけ☆あいちサステイナ研究所」を実施し、発達段階に応じた環境学習に取り組むことで、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を進めます。

ユネスコスクールの活動を継続的に支援し、地域のE S D推進拠点としてのユネスコスクールの活性化を図ります。

地球に優しい身近な環境配慮行動「エコアクション」の輪を広げていくため、環境イベントを開催するとともに、愛知県環境学習施設等連絡協議会に加盟する県内の環境学習施設等と連携し、地域における環境学習の推進を図ります。

持続可能な社会の実現に向けて、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」について、イベント等の開催を通じて、広く県民に普及啓発し、取組の促進を図ります。

3 世界で活躍するスポーツ選手、芸術家の育成

取組の方向性

2026年に本県で開催する「第20回アジア競技大会」・「第5回アジアパラ競技大会」、当地域に定着してきた国内最大規模の現代アートの祭典である国際芸術祭は、これからのスポーツ界で活躍する人材や、文化芸術を担う人材を育成する契機となります。

世界で活躍するスポーツ選手や芸術家を発掘・育成するため、国際的に飛躍・発展していくための機会の提供等に取り組みます。

< 主な施策 >

■ 世界で活躍するスポーツ選手の育成

2026年に開催される「第20回アジア競技大会」・「第5回アジアパラ競技大会」等の国際大会に本県ゆかりの選手を多数輩出し、県民の一体感や気運の醸成につなげるため、日本代表レベルにある強化指定選手を対象に合宿や大会参加等に要する経費に対して補助するとともに、小中学生を中心に県内全域からスポーツ能力の高い子どもたち等を発掘し、各競技団体等と連携してトップアスリートへの育成を図ります。

■ 若手芸術家等の育成

世界で活躍する芸術家を輩出することを目指し、本県で開催する国際芸術祭を始め、愛知芸術文化センターや県陶磁美術館において、新しいアートを創造する斬新な企画を実現・発表する場を提供し、若手芸術家の育成を支援していきます。

また、愛知芸術文化センターやまちなかのオープンスペース等を活用して若手アーティストの活動発表の場を提供するなどして、芸術活動を活かした交流の場づくりを進めます。

さらに、愛知県芸術文化選奨の「文化新人賞」により、愛知の芸術文化の向上に将来にわたって貢献することが期待できる個人・団体を表彰するなど、世界へ躍進していくための環境づくりを進めます。

4 社会貢献活動等に取り組む若者の応援

取組の方向性

次代を担う子ども・若者自身の主体的な社会貢献活動は、社会全体で見守り、応援すべき貴重な取組です。社会貢献活動に対する意識を高め、こうした活動が広がるよう、社会貢献活動に対する評価や社会的な認知度を高めていくことが大切です。社会貢献活動を始め、それぞれの活動分野で主体的に取り組む子ども・若者の更なる活躍を応援します。

< 主な施策 >

■ 社会貢献活動等に取り組む若者の応援

非営利の性格を持ちながら、社会的な課題を解決することを目的とした社会貢献活動に参加する子ども・若者を育成するため、社会貢献活動に身近に取り組める場や機会を提供し、子ども・若者のボランティア活動への参加を促進していきます。

また、愛知県青少年育成県民会議において、奉仕活動等を長年継続し、活動の成果が特に顕著な青少年及び青少年団体を表彰し、さらなる活動の発展を促進します。

Ⅳ 子ども・若者の成長のための地域社会づくり

1 家庭、学校、地域全体で子ども・若者を育む環境づくり

(1) 保護者等への積極的な支援

取組の方向性

家庭は本来、子ども・若者の豊かな情操を育んだり、生活のために必要な習慣を身に付けたりさせる大切な場です。しかし、核家族化の進行、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安をもつ保護者も多く、家庭教育支援の重要性は一層高まっています。

家庭の役割と大切さについて理解を深めるとともに、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、保護者に対する学習機会の提供、相談体制の充実等に取り組んでいきます。

< 主な施策 >

■ 家庭におけるふれあいの充実

家庭の役割について改めて考え、その大切さについて認識を高めるとともに、家族のふれあいを深めるため、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、毎年2月を強調月間とする「家庭の日」県民運動を推進します。

■ 家庭教育の支援

本県で作成した「親の学び」学習プログラムを活用して、乳幼児から小中学生の同年代の子を持つ親が子育てについて楽しく学べる講座を開設し、親としての学びと育ちを支援します。また、働く親の学びの機会として、企業に出向き、社員を対象に家庭教育への理解を深める研修を行います。

さらに、父親の子育てへの参加意識を高めるため、「子育てハンドブックお父さんダイスキ」のスマートフォン向けアプリケーションの配信、中学生などを対象にした赤ちゃんふれあい体験や保育所訪問、高等学校の授業などを通して、固定的な性別役割分担意識を解消する取組を進めます。

■ 外国人の子育て家庭への支援

日本人親子も交えて子育てなどの情報交換や親子遊び、交流を行う「多文化子育てサロン」の設置を市町村と連携して進め、日本で子育てをする上で大切な情報を多言語で伝えながら、保護者の日本語能力の育成も図ります。

(2) 学校と地域が連携・協働する体制づくり

取組の方向性

急速な社会の変化や取り組むべき教育課題の複雑化に対応し、社会総がかりによる教育の実現を図るためには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組んでいくことが大切です。

複雑化・多様化する学校の課題に対応し、子どもたちに必要な資質・能力を育むため、教員が心理や福祉等の専門家と連携・分担する体制の整備を図ります。

また、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が連携・協働する体制づくりに取り組みます。

< 主な施策 >

■ 学校と地域が連携・協働する体制づくり

各地域の実情を踏まえた「コミュニティ・スクール」の導入を推進する他、開かれた学校づくり、信頼される学校づくりを推進するため、学校評議員や学校関係者評価委員会を設置し、学校関係者評価を実施することで学校評価を充実します。

また、県立学校の体育施設を可能な範囲で地域住民に開放し、スポーツの取組、交流を促進するとともに、学校と地域が連携・協働して、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、団体等、幅広い地域住民等の参画により地域全体で未来をつくる子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の基盤となる地域学校協働本部の整備を推進します。

さらに、地域の人材や場の活用により、体験や実感を伴った「社会と結びついた授業」が実現しやすくなることから、環境教育における学校と地域との連携を支援する仕組みを提供します。

■ 専門家との連携推進

公立小中学校及び県立高等学校へ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、心理・福祉の専門性を生かした相談支援を行います。

また、県内の教育事務所にスクールロイヤーを設置し、学校現場における様々な問題に対し、専門的な知見を取り入れ、早期解決を目指します。

(3) 地域全体で子どもを育む環境づくり

取組の方向性

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験、居場所の提供等を通じて、子ども・若者の社会性や豊かな人間性を育むうえで重要な役割を果たしています。

保育所を利用する共働き家庭等において、子どもが小学校に就学した後の、安全・安心な放課後等の居場所の確保が課題となります。こうした「小1の壁」を打破し、共働き家庭の児童に限らず、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動等を行うことができるよう、放課後児童クラブを整備し、待機児童の解消を目指すとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施できるよう推進します。

また、地域で展開される子ども・若者育成支援に係る多様な活動を推進するとともに、体験・交流活動や外遊び等が行える施設・公園等の整備に取り組みます。

< 主な施策 >

■ 放課後等の体験・活動の支援

共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる生活の場の確保を図るため、放課後児童クラブの計画的な整備等を進め、待機児童の解消を目指します。特に、新たに開設する放課後児童クラブについては、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごすことができる場所である小学校内で実施することを目指します。

また、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得するための認定資格研修等を実施します。

さらに、特別な支援を必要とする児童の受入れと安心して過ごすことができる環境の整備が進むよう、市町村への支援を充実するとともに、放課後子ども教室を実施する市町村の拡大に向け、未実施市町村に働きかけます。

■ 地域で展開される多様な活動の推進

青少年の健全育成を推進するため、家庭、学校、地域及び行政が一体となり、県民総ぐるみで、「子ども・若者育成支援県民運動」を推進するため、愛知県青少年育成県民会議、市町村、関係機関等と連携し、街頭啓発や各種事業を行い、県民の子ども・若者の育成に対する理解を深め、積極的な参加を促進します。

また、地域等で展開される子ども会、PTA活動、世代間・地域間交流を図る活動等の多様な活動を推進します。

■ 体験・交流活動、外遊び等の場の整備

子ども・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等を整備するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備します。

2 地域で子ども・若者を支える担い手の育成

取組の方向性

地域全体で、子ども・若者の成長を支えるためには、教育、心理、福祉等の専門性の高い人材から、青少年育成指導者、子育て経験者、高齢者等の地域の身近な大人まで、多様な担い手が、子ども・若者育成支援に係る活動へ参加するよう促す取組が必要です。

また、青少年団体やNPO等も、問題発見能力や先駆性、専門性などを活かしながら、市町村や県といった行政区画にとらわれず、子ども・若者の育成支援に取り組む担い手として、重要な役割を果たしています。

このような、地域で子ども・若者を支える多様な担い手を育成するとともに、それぞれの連携・協働を促進し、持続的な活動を推進していきます。

< 主な施策 >

■ 地域における多様な担い手の育成

ボーイスカウト、ガールスカウトを始めとする青少年団体等が行う活動を助成し、子ども・若者の社会参加の拠点となる青少年団体等の育成を図るとともに、公共サービスを担う主体の一つであるNPOの組織力向上を支援していきます。

また、地域の実情やニーズに応じ、育児や職業経験など多様な経験を有する人材を子育て支援員として養成するため、市町村と協力して、研修を実施します。

さらに、地域における様々な社会教育活動を担う社会教育指導者や地域の様々なボランティアを結ぶ地域学校協働活動推進員等を対象として、地域コーディネーター等研修会を実施し、地域の教育力の向上を図ります。

加えて、知識・意欲のある中高年やシニア世代を講師として養成し、子ども・若者に環境学習を広げるとともに、世代間交流を進めます。

■ 専門性の高い人材の育成

困難や課題を抱える子ども・若者の支援に必要な知識・技能を有する支援人材を育成するため、子ども・若者の相談・支援に従事する職員等を対象に研修を実施します。

3 子ども・若者が安心して暮らせる社会環境づくり

(1) 有害環境への対応

取組の方向性

近年、スマートフォンが急速に普及するなど、インターネットの利用環境が変化する中、子ども・若者がインターネットを介して犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が後を絶ちません。

子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けて、インターネット上の有害情報から子どもたちを守るため、フィルタリングの利用を促進するとともに、インターネットの適切な利用に関する啓発等を推進します。

また、その他の有害環境対策についても、関係業界や関係団体の自主的な取組を促しながら、有害環境の浄化活動を推進し、社会全体で青少年を保護・育成する環境づくりを進めます。

< 主な施策 >

■ インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルールづくりを支援する講座を開催するなど、啓発活動を実施します。

■ 有害環境対策の推進

「愛知県青少年保護育成条例」について広く啓発を図るとともに、本条例に基づく有害図書類、有害がん具類の指定、携帯電話・インターネット接続役務提供事業者等への立入調査、警察と連携した深夜営業施設や有害役務営業を営む店舗等への立入調査の実施、関係業界・事業者の協力による有害環境を排除するための自主的な規制措置など、有害環境対策に向けた取組を着実に進めていきます。

■ 情報教育の推進

小中学校における情報モラル教育の取組や役立つ情報などを道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」に掲載し、成果や課題等を共有します。

また、子ども・若者が、インターネット上の情報をうのみにするのではなく、その信頼性を自ら判断し、さらには、情報を発信できる能力(情報リテラシー)を身に付けるため、教職員の研修、情報モラルに関する保護者への啓発等を進めます。

■ 薬物乱用等の防止対策の推進

医薬品等の乱用による健康被害の発生を防止するため、薬局開設者、医薬品販売業者等に最新の情報を周知し、不正に譲渡されることのないよう監視指導等を行うとともに、危険ドラッグの危険性についての啓発活動を実施します。

また、麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー等の薬物乱用を防止するため、取扱者に対する指導、取締を実施し、薬物乱用防止指導員活動、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等による啓発や相談、広報や薬物乱用防止教室を実施します。

さらに、20歳未満の者の喫煙を防止するため、市町村、学校等と連携した防煙教育（主として20歳未満の者の喫煙開始の防止と喫煙習慣化の防止を目的とした教育）を推進します。

(2) 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

取組の方向性

近年、子ども・若者が、コミュニティサイト等を通じて知り合った相手にだまされたり、脅されたりして、自分の裸を自ら撮影し、その画像をメール等で送信させられる「自撮り被害」が増えています。

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反や児童福祉法違反といった福祉犯は、被害を受けた子ども・若者の心身に有害な影響を及ぼし、その健全な育成を著しく阻みます。

特に、SNSに起因する事犯の取締りを強化するなど、被害者の発見・保護に努めるとともに、インターネットの適正利用について啓発します。また、犯罪の被害を受けた子ども・若者や、その家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、関係機関等が連携して相談支援を推進します。

< 主な施策 >

■ 少年の福祉を阻害する犯罪への対策

インターネットを利用した少年の福祉を阻害する犯罪の未然防止を図るとともに、取締りを行い、被害少年の保護対策を推進します。

■ 犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応

少年の立ち直りを支援するため、犯罪、その他少年の健全育成を阻害する行為により被害を受けた少年等の精神的負担の軽減を図るなど、少年サポートセンターが中心となって、電話や面接等により相談に応じるとともに、スポーツ活動、農業体験活動等の各種体験活動を通じた居場所づくりを推進します。

(3) 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わないまちづくり

取組の方向性

本県では、刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指し、県民総ぐるみで安全なまちづくりの推進に取り組んでいます。また、交通事故死亡者数は、減少傾向にあるものの、2018年まで16年連続で全国ワースト1位という状況であり、その後も深刻な状況が続いているため、交通事故防止対策にも力を注いでいます。

子ども・若者が犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、地域ぐるみで子ども・若者の安全確保に努め、安心・安全なまちづくりを推進していきます。

< 主な施策 >

■ 地域防犯活動の推進

県民総ぐるみの「安全なまちづくり県民運動」を展開し、防犯意識の醸成を図るとともに、地域の自主防犯団体の設立促進や防犯活動の活発化を支援するなど、学校、地域、警察等が一体となって子ども・若者を犯罪から守るための体制の整備、充実を図ります。

公立小中学校においては、学校における、より実践的な安全教育、安全管理を推進することができるよう、教職員に対する研修を実施するとともに、登下校時等の安全確保が地域ぐるみで図られるよう、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークによる不審者等の情報を提供します。

■ 交通事故防止活動の推進

県民総ぐるみの「交通安全県民運動」を展開し、交通安全に功労のあった個人・団体を表彰する「交通安全県民大会」を開催するとともに、車両運転中の「ながらスマホ」による交通死亡事故を防止するため、重点的な広報や啓発キャンペーンを実施します。

また、交差点などでの道路の横断に必要な判断力をチェックできる、歩行環境シミュレータを活用した出張講座等を開催するなど、子ども・若者に対する段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、交通事故防止を図ります。

さらに、自転車の安全で適正な利用の促進に向けて、自転車利用者向けの教材を開発・制作するとともに、児童・生徒等のヘルメット購入費を助成し、ヘルメットの着用を促進します。

4 子育て支援等の充実

取組の方向性

核家族化や都市化が進み、地域とのつながりが希薄になっている中、身近に相談できる相手がいないなど、子育ての不安感や負担感を感じやすく、孤立感を深めやすい状況となっています。

地域で安心して子育てができるよう、身近で気軽に助け合うことができる社会を目指して、地域社会全体で子どもの成長や子育てを応援する取組が必要です。

そのため、子育て世代包括支援センター等の充実に向けた支援や、市町村、労働組合、経済団体等と連携しながら、子育て支援の気運を高めるための啓発活動を推進します。

< 主な施策 >

■ 子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組

社会全体で子育てを応援する機運を高めていくため、毎月19日の「子育て応援の日（はぐみんデー）」の普及を推進し、強化月間である11月を中心にイベント等の啓発活動を実施します。また、子育て家庭等に「はぐみんカード」を配布し、協賛店舗、施設等でのカード提示により様々な優遇を行い、地域が一体となって子育てを応援します。

さらに、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談にワンストップで対応する子育て世代包括支援センターを設置した市町村の充実強化に努めます。

5 多様で柔軟な働き方の推進

取組の方向性

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働くとともに、子育てや家族と過ごす時間等を確保することができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要です。また、コロナ禍を機に急速に普及したテレワークは、心身や時間等の面で通勤等に困難を有する者や、世代的にICTツールを自然に使いこなす若者にとって特にメリットが大きく、その定着と更なる普及へ期待が高まっています。

誰もがその能力を最大限に発揮でき、それぞれが抱える様々な事情等に応じて、多様で柔軟な働き方を選択しながら、安心して働き続けられる社会を目指して、テレワーク等の多様で柔軟な働き方や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

< 主な施策 >

■ ワーク・ライフ・バランスの推進

全ての労働者が仕事と生活の調和の取れた働き方が選択できる社会を実現するため、県や愛知労働局、労働団体、経済団体等を構成員とする「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」を開催し、官民一体の取組を一層推進します。

また、従業員が仕事と育児、介護、地域活動などを両立できるよう積極的に取り組む「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を促進し、男女がともに安心して子どもを持ち、育てながら働き続けることができる職場環境の整備を進めます。

企業等に対しては、広くテレワークを始めとする多様な働き方や「新しい生活様式」を踏まえた職場環境整備等の取組等と呼び掛ける「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を実施するとともに、市町村と連携して「タウンミーティング」を開催します。

第4章 計画の推進

1 県の体制の整備

知事を本部長とし、県の各局、教育委員会、警察本部により組織している愛知県青少年育成推進本部を中心に、全庁的な取組体制のもと、庁内連絡会議を実施するなど連絡調整を密にして、計画を推進していきます。

また、地域の実情に即した施策を推進するため、東三河総局、新城設楽振興事務所及び県民事務所に設置した愛知県青少年育成推進本部の支部との緊密な連携を図っていきます。

さらに、計画の推進にあたっては、子ども・若者の立場を第一に考え、必要に応じて、子ども・若者の意識や実態に関する調査を実施し、その結果を県民に公表するとともに、施策に反映していきます。

2 国・市町村との連携の充実

子ども・若者育成支援推進法第4条では、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。引き続き、国・市町村との緊密な連携を図り、子ども・若者育成支援を実施していきます。

また、子ども・若者にとって、より直接的な施策を展開している市町村には、子ども・若者の育成支援に向けた積極的な取組が、今後ますます期待されます。県は、市町村の子ども・若者の育成支援が円滑に実施されるよう、情報提供、情報共有、連絡調整などを行い、市町村への支援を積極的に行います。

3 民間組織との連携の充実

子ども・若者育成支援にあたっては、行政機関と民間組織が一体となって取組を進めていくことが重要であるため、子ども・若者に関する関係団体等で組織し、県民運動の推進母体となって活動している愛知県青少年育成県民会議と密に連携し、計画を推進していきます。

また、市町村における青少年育成市町村民会議、青少年育成団体、子ども・若者の育成支援に係る活動を行うボランティア団体、NPO等の民間組織と連携し、相互協力のもとに、子ども・若者育成支援を推進します。

4 指標の設定、点検、評価

推進施策の実施状況を検証するため、20の数値目標を設定し、毎年度、進捗状況を点検し、必要な見直しを行います。また、各年度の推進施策の実施状況を明らかにするため、活動年報「愛知県子ども・若者施策の概要」を翌年度に示します。

数値目標

施策目標Ⅰ 全ての子ども・若者の健やかな育成

指標	現状		目標（※1）	
	年度	数値	年度	数値
授業にICTを活用して指導できる教員の割合	2021	70.8%	2025	100%
「新子供の体力向上運動プログラム」の活用状況の割合（小学校）	2021	— （※2）	2027	100%
全日制県立高等学校におけるインターンシップ等の体験人数	2021	6,763人	2027	20,000人
ヤング・ジョブ・あいちの利用者の就職者数	2021	5,959人 〔2019～2021年 平均5,844人〕	2027	過去3年間平均から5%の増加/年度
少年消防クラブの設置クラブ数	2021	839クラブ	2027	900クラブ

施策目標Ⅱ 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

指標	現状		目標（※1）	
	年度	数値	年度	数値
子ども・若者支援地域協議会を利用できる子ども・若者の割合	2021	73.4%	2027	80%
子ども・若者総合相談センターを利用できる子ども・若者の割合	2021	73.4%	2027	80%
小中学校、高等学校におけるスクールカウンセラーの相談時間数（小中学校）、配置人数（高等学校）	2021	小中学校 106,452時間 高等学校 58人	毎年度	現状を上回る
小中学校、高等学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置人数	2021	小中学校 66人 高等学校 9人	毎年度	現状を上回る
若者・外国人未来応援事業の実施地域数	2021	8地域	2025	9地域
特別な支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画作成率	2021	<小学校> 特別支援学級 99.99% 通常の学級 69.0% <中学校> 特別支援学級 99.93% 通常の学級 70.8%	2027	100%
生活困窮世帯・ひとり親家庭の子どもの学習支援事業の実施市町村数	2021	43市町	2024	全市町村

施策目標Ⅲ 未来をつくる子ども・若者の活躍促進

指標	現状		目標 (※1)	
	年度	数値	年度	数値
高校生の技能検定合格者数	2021	611 人	2027	800 人
将来、理科や科学技術に関係する職業に就きたいと思う中学生の割合	2022	20.9%	2027	30%
高等学校第3学年において、英検準2級以上を取得している生徒及び英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合	2021	39.2%	2027	50%
ユネスコスクール交流会への参加人数	2021	131 人	2027	300 人

施策目標Ⅳ 子ども・若者の成長のための地域社会づくり

指標	現状		目標 (※1)	
	年度	数値	年度	数値
コミュニティ・スクールを導入している小中学校数	2021	小学校 146 校 中学校 70 校	2027	全公立学校
放課後児童クラブの待機児童数	2021	430 人	2024	解消
放課後・土曜日等の教育活動の実施市町村数 (※3)	2021	27 市町村	2027	全市町村
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の新規登録企業数 (年間)	2021	94 社	2025	130 社

※1 各個別計画の目標値と連動するものを含む

※2 2021年度にプログラムを作成、2022年度から指標として活用する予定

※3 名古屋市・中核市を除く

参考資料

1 策定過程

年月日	事項等
2021年6月30日	第1回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議（P74 参照） ⇒子ども・若者の生活実態・意識調査に係る検討
2021年10月15日	第2回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒現行計画の取組状況の検証
2021年10月～11月	子ども・若者の生活実態・意識調査（P75 参照） ⇒県内の子ども・若者（15～39歳）3,000人に対し、生活実態、自己肯定感 将来展望、居場所等、50問について調査を実施 （調査期間：2021年10月29日～2021年11月15日）
2022年1月12日	第3回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒生活実態・意識調査（速報）に対する意見交換
2022年3月17日	第4回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒新計画の骨子について意見聴取
2022年6月7日	第5回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒新計画の素案について意見聴取
2022年8月30日	第6回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒新計画の案について意見聴取
2022年10月19日 ～11月17日	パブリック・コメントを実施 ⇒新計画の案について、県民からの意見を募集
2022年12月14日	愛知県青少年育成推進本部幹事会（P73 参照） ⇒パブリック・コメントによる県民意見を踏まえた最終案について説明
2022年12月19日	愛知県青少年育成推進本部会議（P73 参照） ⇒「あいち子ども・若者育成計画 2027」最終案について了承

2 愛知県青少年育成推進本部設置要綱

(設置)

第1条 青少年施策に関する総合的な企画、調整及び推進を行うため、愛知県青少年育成推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 青少年施策に関する基本的かつ総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 青少年施策に関する知事の事務局、教育委員会及び警察本部(以下「県関係局」という。)との連絡に関すること。
- (3) 県内市町村の行う青少年育成推進事業についての連絡及び助言に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる県関係局の長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部の部務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あると

きは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集、議長となる。
(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる県関係局の関係課室長をもって構成し、幹事会長は県民文化局長をもって充てる。

- 3 幹事会の下に副幹事会を置くことができる。

(支部)

第7条 本部の事務を分掌させるため、支部を置く。

- 2 支部の所掌事務、組織、名称、位置、所管区域その他必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 本部に関する庶務は、県民文化局県民生活部社会活動推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものを除くほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、そのつど本部長が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

本 部 員	幹 事
政 策 企 画 局 長	企 画 課 長
防 災 安 全 局 長	消 防 保 安 課 長
県 民 文 化 局 長	社 会 活 動 推 進 課 長
	社 会 活 動 推 進 課 多 文 化 共 生 推 進 室 長
	学 事 振 興 課 長
	学 事 振 興 課 私 学 振 興 室 長
環 境 局 長	環 境 活 動 推 進 課 長
福 祉 局 長	地 域 福 祉 課 長
	障 害 福 祉 課 長
	児 童 家 庭 課 長
	子 育 て 支 援 課 長
保 健 医 療 局 長	医 務 課 こ ころ の 健 康 推 進 室 長
	医 薬 安 全 課 長
経 済 産 業 局 長	産 業 科 学 技 術 課 長
労 働 局 長	労 働 福 祉 課 長
	就 業 促 進 課 長
観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン 局 長	観 光 振 興 課 長
農 業 水 産 局 長	農 業 経 営 課 長
農 林 基 盤 局 長	林 務 課 長
都 市 ・ 交 通 局 長	公 園 緑 地 課 長
	航 空 空 港 課 長
建 築 局 長	公 営 住 宅 課 県 営 住 宅 管 理 室 長
ス ポ ー ツ 局 長	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
病 院 事 業 庁 長	管 理 課 長
教 育 長	総 務 課 教 育 企 画 室 長
	生 涯 学 校 教 育 課 長
	高 等 学 校 教 育 課 長
	義 務 教 育 課 長
	特 別 支 援 教 育 課 長
警 察 本 部 長	保 健 年 課 長

3 子ども・若者の育成支援を考える有識者会議

「子ども・若者の育成支援を考える有識者会議」委員名簿

(区分順、五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	川北 稔	愛知教育大学教育学部 准教授
	野尻 紀恵	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授
	○平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授
	山本 理絵	愛知県立大学教育福祉学部教育発達学科 教授
民間支援団体	金田 文子	一般社団法人東三河セーフティネット 代表理事
青少年育成団体	永井 淳	愛知県青少年育成県民会議 会長
学校関係者	織部 匡久	愛知県公立高等学校長会： 愛知県立杏和高等学校長
	平井 克明	愛知県小中学校長会： 西尾市立西尾中学校長
市 町 村	石川 晴雄 (2022年度就任)	刈谷市教育委員会教育部生涯学習課 課長
	磯村 玲子 (2021年度就任)	瀬戸市健康福祉部こども未来課 課長
	塚本 吉郎 (2021年度就任)	刈谷市教育委員会教育部生涯学習課 課長
	山井 利明 (2022年度就任)	瀬戸市健康福祉部こども未来課 課長

○ 座長

4 子ども・若者の生活実態・意識調査

目的	新計画を時代に即したものとし、施策に反映するため、子ども・若者自身の生活実態や自己肯定感、将来展望、居場所などについて調査した。																																																														
調査対象	県内市町村在住の15歳から39歳までの男女 3,000人																																																														
調査期間	2021年10月29日～11月15日																																																														
調査主体	愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課																																																														
調査項目	全50問 ① 自身のことについて ② 現在の生活のことについて ③ 自身について感じていること、将来について考えていることについて ④ 自身の居場所や人とのつながりについて、感じていること、悩み事などについて ⑤ 子ども・若者を対象とした支援について ⑥ インターネットの利用について ⑦ 地域のことやボランティア活動について ⑧ 社会全般のことについて																																																														
回収結果	有効回答率 41.5% 【回答者の属性】 ①性別 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>489</td> <td>39.2%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>739</td> <td>59.3%</td> </tr> <tr> <td>どちらともいえない</td> <td>8</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>答えたくない</td> <td>9</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>1,246</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> ②年齢 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上19歳以下</td> <td>153</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>20歳以上24歳以下</td> <td>219</td> <td>17.6%</td> </tr> <tr> <td>25歳以上29歳以下</td> <td>271</td> <td>21.7%</td> </tr> <tr> <td>30歳以上34歳以下</td> <td>270</td> <td>21.7%</td> </tr> <tr> <td>35歳以上39歳以下</td> <td>326</td> <td>26.2%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>7</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,246</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> ③国籍 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>国籍</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>1,244</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>日本以外</td> <td>1</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>1,246</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>			性別	回答者数	構成比	男性	489	39.2%	女性	739	59.3%	どちらともいえない	8	0.6%	答えたくない	9	0.7%	無回答	1	0.1%	全体	1,246	100.0%	年齢	回答者数	構成比	15歳以上19歳以下	153	12.3%	20歳以上24歳以下	219	17.6%	25歳以上29歳以下	271	21.7%	30歳以上34歳以下	270	21.7%	35歳以上39歳以下	326	26.2%	無回答	7	0.6%	合計	1,246	100.0%	国籍	回答者数	構成比	日本	1,244	99.8%	日本以外	1	0.1%	無回答	1	0.1%	全体	1,246	100.0%
性別	回答者数	構成比																																																													
男性	489	39.2%																																																													
女性	739	59.3%																																																													
どちらともいえない	8	0.6%																																																													
答えたくない	9	0.7%																																																													
無回答	1	0.1%																																																													
全体	1,246	100.0%																																																													
年齢	回答者数	構成比																																																													
15歳以上19歳以下	153	12.3%																																																													
20歳以上24歳以下	219	17.6%																																																													
25歳以上29歳以下	271	21.7%																																																													
30歳以上34歳以下	270	21.7%																																																													
35歳以上39歳以下	326	26.2%																																																													
無回答	7	0.6%																																																													
合計	1,246	100.0%																																																													
国籍	回答者数	構成比																																																													
日本	1,244	99.8%																																																													
日本以外	1	0.1%																																																													
無回答	1	0.1%																																																													
全体	1,246	100.0%																																																													

5 官民連携による子ども・若者育成支援の推進体制

愛知県青少年育成県民会議

愛知県青少年育成県民会議は、各種団体・行政機関が参加して昭和41年10月に結成されて以来、県の青少年施策と呼応した県民総ぐるみの青少年育成県民運動を着実に進めています。

県は、県民会議と連携し、地域に根ざした青少年育成県民運動の組織的な展開に努めており、昭和43年度から、青少年育成県民運動の推進母体である県民会議の実施する県民運動推進事業・社会参加活動推進事業に対し助成しています。

○ 概要

- 1 設立 昭和41年10月24日
- 2 背景 昭和30年代後半の青少年非行の急激な増加を背景に、次代を担う青少年を明るく健やかに育成するため、中央の青少年育成国民運動と呼応して本県においても設置されました。
- 3 目的 青少年問題のもつ重要性に鑑み、広く県民の総意を結集し、県の施策と呼応して青少年の健全な育成を図ることを目的としています。
- 4 事務局 愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課(事務局長:社会活動推進課長)
- 5 組織 (2022年4月1日現在)
 - 参加機関・団体(243) 青少年育成市町村民会議(39)
青少年団体(26)
青少年育成団体(80)(うちNPO 21)
青少年教育関係(20)
報道関係(15)
参加機関(63)

6 活動内容

青少年育成県民運動の推進母体として、官民一体となった県民総ぐるみの青少年育成運動を展開しています。

(1) 青少年育成県民運動推進事業

- 県民運動の総合的推進(啓発資材配布、街頭啓発等)
- 機関紙「Next Generation 次代」の発行
- インターネットホームページによる情報提供
- 青少年を取り巻く有害環境対策への協力
- 青少年育成アドバイザーの活用促進

(2) 社会参加活動推進事業

- 少年の主張愛知県大会開催への協力
- あいちの未来をつくる子ども・若者育成支援フォーラムへの協力

(3) 青少年団体活動支援事業

- 青少年団体活動の後援
- 優良青少年団体等の表彰

6 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）

第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

- 2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
 - 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
 - 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
 - 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
 - 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
 - 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

- 第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画)が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

- 第十条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

- 第十一条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

- 第十二条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

- 第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第十四条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

- 第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若

者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

- 第十九条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

- 第二十条** 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
 - 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提

出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

子供・若者育成支援推進大綱（概要）

～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～

令和3（2021）年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定

1. 子供・若者を取り巻く状況

【1】社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題）

生命・安全の危機

孤独・孤立の顕在化

低い Well-being

格差拡大への懸念

持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開

成年年齢の引下げ

人権・権利の保障

ポストコロナ時代の国家・社会の形成者育成

【2】子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

家庭

虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等が社会問題化。コロナ禍は、困難を抱える家庭に特に深刻な影響を与える一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする者が多いなど、家族観の前向きな変化も。

学校

特別支援教育や日本語指導が必要な者が増加するなど、児童生徒は多様化。自殺、不登校、いじめなど、生徒指導上の課題が深刻化。学校現場の負担は年々増大。

地域

近所付き合いの減少など住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化等が指摘される一方、コロナ禍で若者の地方移住への関心が高まり、都心部からの転出の動きも。

情報通信環境（ネット空間）

教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、ネットの利活用が進む一方、SNS に起因する犯罪被害、誹謗中傷等の被害も深刻化。

就業（働く場）

近年、若者の失業率や平均賃金、非正規雇用者の割合等は改善傾向にあったが、若年無業者の増加などコロナ禍で悪化が懸念。一方、テレワークが急速に普及するなど、新たな働き方の動きも。

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

- ①**全ての子供・若者の健やかな育成**
幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を幸せ(Well-being)に生き抜く基盤を形成できるよう、育成
- ②**困難を有する子供・若者やその家族の支援**
困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援
- ③**創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援**
長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援
- ④**子供・若者の成長のための社会環境の整備**
家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進
- ⑤**子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援**
専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援
- 自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等
- 担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等
- STEAM (Science,Technology,Engineering,Art, Mathematics)教育、起業家教育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等
- 多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等
- 企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用(Child-Youth Tech)等

※子供・若者を取り巻く状況の変化を的確に捉え、新たな課題(アジェンダ)の設定、調査・検討、新規施策の実施等を適時・適切に行う

3. 施策の推進体制

- ▶子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立や Well-being の観点等を踏まえ、**多様なデータを参考指標(子供・若者インデックス)**に設定。それらを可視化した**子供・若者インデックスボード**を作成し、**総合的・多面的な評価、社会全体での支援推進に活用。**
- ▶子供・若者育成支援施策等の形成過程において**子供・若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう**、審議会等の委員構成に配慮するとともに、インターネットによる意見募集等を推進。
- ▶総理のリーダーシップの下に縦割りを超え、**関係行政機関・組織相互間の緊密な連携・協力、施策相互間の十分な調整**を図る。
- ▶**大綱の期間はおおむね5年(令和3~7年度)**としつつ、**社会情勢、政策動向等に応じ適時改定**。3年目に中間評価を新たに実施。政策的に関連の深い他の大綱等の見直し状況を踏まえ終期を判断。

(内閣府資料)

あいち子ども・若者育成計画 2027

2022年12月

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話:052-954-6175(ダイヤルイン) FAX:052-971-8736

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syakaikatsudo/>

